

障害総合支援サービス

■障害者相談支援事業

ときがわ町では次の事業所に相談を委託しております。

障害者または障害児の保護者からの相談を受付し、専門的な立場から必要な情報提供、助言、緊急時の対応等行っております。

- ①東松山市社会福祉協議会 総合福祉エリア相談支援事業所 (☎21-5570)
- ②医療法人 緑光会 比企生活支援センター (☎81-7145)
- ③社会福祉法人 昴 西部・比企地域支援センター (☎81-5310)

■障害者総合支援法、児童福祉法による福祉サービス

地域社会における共生の実現に向けて、障害サービスの充実など障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援します。

障害をお持ちの方が、地域で暮らしていくうえで、安心した生活ができるように、障害者総合支援法や児童福祉法による次のサービスを受けることができます。

サービスをご利用の場合は、福祉課社会福祉担当までご相談ください。

【対象者】

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者、障害児、難病患者等

○障害福祉サービスの種類・内容

給付種類	サービス種別	内 容
介護給付（訪問系）	居宅介護	自宅で入浴、排泄、食事や家事の援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護や家事の援助を行います。また、その他の生活全般にわたる援助や外出支援を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
	行動援護	行動上著しい困難があり常に介護を有する人が外出する際に、危険を回避するために必要な援護や移動中の支援を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、施

		設で入浴、排泄、食事の介護等必要な支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護や重度訪問介護等複数サービスを包括的に行います。
介護給付（日中活動系）	療養介護	医療と介護を常に必要とする人に、医療機関で療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設にて、入浴、排泄、食事や家事の介護等を行うとともに創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	就労定着支援	利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に行います。
	自立生活援助	定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に行います。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	障害者支援施設または障害福祉サービス事業所において、一定期間、自立した日常生活を営むため必要な生活能力の維持や向上等の訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動や職場体験等の必要な知識及び能力の向上のために訓練を行います。また、就職活動に関する支援や就職後の職場への定着のための支援を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、必要な知識や能力向上等の訓練を行います。
介護給付（居住系）	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、排泄、食事等の介護など日常生活上の支援を行います。
訓練等給付（居住系）	共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活の援助を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者施設や精神科病院に入院している障害者につき、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生

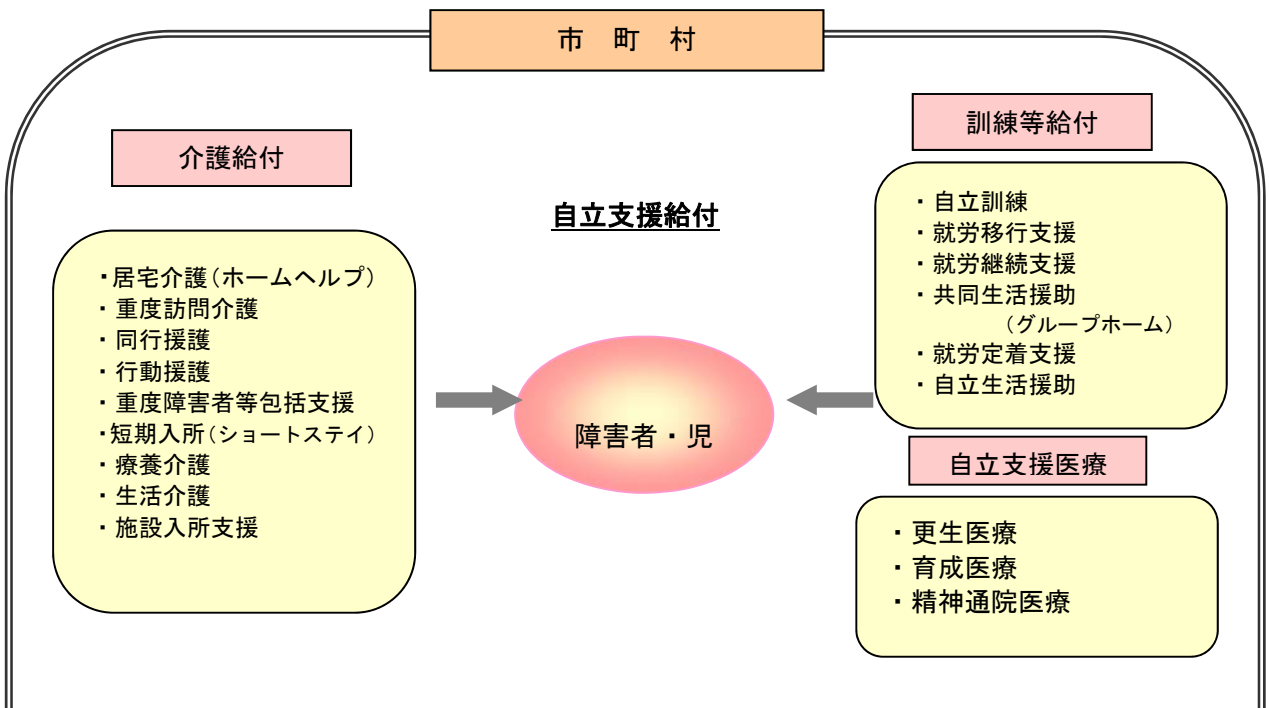
	じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
--	---------------------------

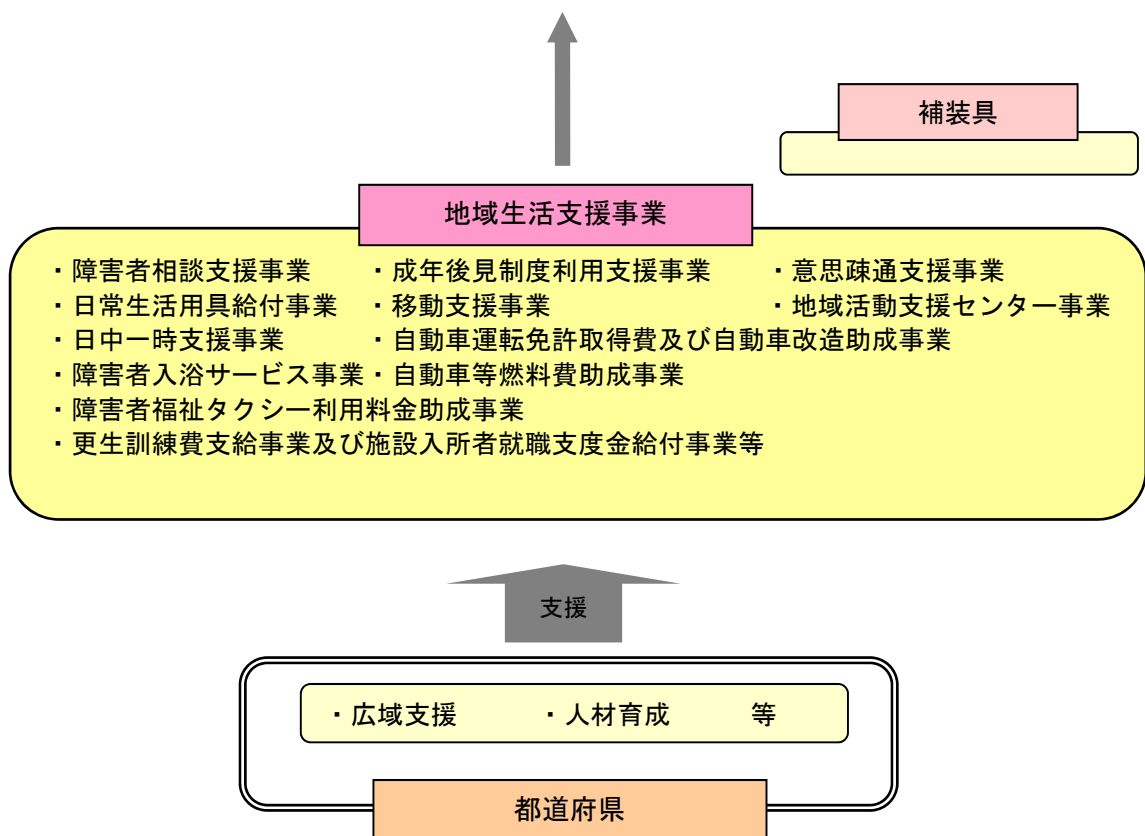
○障害児福祉サービスの種類・内容

給付種類	サービス種別	内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等にて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等の訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

○内容

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。





■介護保険制度と障害福祉サービスとの関係

障害のある方であっても、65歳以上の方で介護の必要な方、または40歳以上で加齢に伴う疾病（特定疾病といいます）により日常生活に介護を必要とする状態になった方については、介護保険サービスが受けられます。

介護保険制度と障害福祉サービスとで共通するサービス（ホームヘルプサービス等）については、原則として介護保険制度のサービスを利用していただくことになります。

ただし、介護保険制度にないサービスを受けたい場合や、一定の条件を満たした場合など、介護保険サービスを利用していても受けられる障害福祉サービスもありますので、詳細については福祉課の窓口でお尋ねください。

また、介護保険サービスの詳細については、福祉課高齢者福祉担当の窓口でお尋ねください。（☎65-0813）